

環 境 課

1 概 況

諏訪湖や八ヶ岳中信高原国定公園をはじめ当地域の豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐとともに、良好な生活環境を保全し、県民の安全・安心を確保するため、幅広い環境保全のための施策を推進している。

2 自然保護対策

(1) 自然公園等の管理

ア 自然公園法等による規制

優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図るため、自然公園法、自然環境保全条例に基づく許可等を行い、周辺環境との調和のとれた開発と環境保全への配慮を指導している。

自然公園法等許可・届出件数 (H31. 3. 31 現在)

公 園 名	年 度	新 工 増 作 改 築 物 の	の 広 設 告 置 物	形 土 状 地 の 変 更	そ の 他	計	市町村名	28 年度	29 年度	30 年度
八ヶ岳中信高原 国定公園 (許 可)	28	86	16	2	35	139	岡 谷 市	7	4	5
	29	112	17	1	31	161	諏 訪 市	34	46	21
	30	107	6	2	43	158	茅 野 市	95	107	122
塩 嶺 王 城 県立公園 (届 出)	28	1	0	1	0	2	下 諏 訪 町	4	3	9
	29	0	0	0	0	0	富 士 見 町	1	0	0
	30	0	0	0	0	0	原 村	0	1	1
							計	141	161	158

イ 自然環境保全条例による規制

大規模開発調整地域における一定の開発行為について、条例に基づく届出及び自然保護協定の締結をすることにより、調和のとれた開発と環境の保全を図っている。

ウ 希少野生動植物保護条例による規制

希少野生動植物保護条例に基づき指定された希少野生動植物の保護を図るため、動植物の捕獲及び採取に係る許認可事務を行っている。

(2) 自然保護活動の普及・啓発

ア 霧ヶ峰自然保護センターの運営とパークボランティアの活動

霧ヶ峰自然保護センターに自然公園管理員を配置し(通年2名、夏季3名)、霧ヶ峰の自然に関する館内展示による解説及び自然観察会の実施等により、自然保護活動の普及啓発に努めている。

平成16年度からはパークボランティアを募集し、霧ヶ峰自然保護センターを拠点に霧ヶ峰の自然保護と適正な利用を図るための巡回活動、花札付け、草刈り、電気柵管理などの活動を自然公園管理員と協働して行っている。

また、霧ヶ峰自然保護センターを霧ヶ峰のエコツアーの拠点として、エコツアーの普及・拡大、さらに自然環境の保全・再生と観光利用の両立を図るセンターとするため、霧ヶ峰自然保護センター機能強化検討会を3回開催した。

自然保護センターの利用状況等

(単位：日、人)

年度	開館日数	利用者数	1日平均利用者数	パークボランティア		
				登録者数	活動日数	延活動者数
28	186	12,059	65	104	118	605
29	185	14,055	75	107	121	613
30	185	13,993	76	101	113	757

イ 自然保護レンジャーの活動

自然公園等の保護と適切な利用、自然環境の保全に関する意識の高揚を図るため、自然保護レンジャーを委嘱し、自然公園等の巡視や情報提供などの活動を実施している。(管内45人委嘱)

ウ 自然観察インストラクター等の情報提供

多くの県民が自然に親しみ、学習することができる機会の充実を図るため、植物、鳥、昆虫、星座等に関する知識を持つ個人及び県内で自然解説事業を行っているNPO法人等の団体を、自然観察インストラクター及び自然解説団体として登録し、自然観察会等の希望者に情報提供を行い、自然解説等を実施している。

エ 希少野生動植物保護監視員の活動

希少野生動植物保護条例に基づき指定された希少野生動植物を保護するため、希少野生動植物保護監視員を委嘱し、生息地・生育地の監視指導及び定点観測などの活動を実施している。(管内21名委嘱)

(3) 霧ヶ峰自然環境保全協議会の活動

霧ヶ峰に関わる団体の代表者が一堂に会して、霧ヶ峰の保護と利用のあり方について総合的に協議・検討し、目指すべき霧ヶ峰の姿を描き、実現することを目指し、平成19年11月に霧ヶ峰自然環境保全協議会(通称「霧ヶ峰みらい協議会」)が設立された。

平成20年度に霧ヶ峰自然環境保全の基本計画である「霧ヶ峰の今とみらい～霧ヶ峰再生のための基本計画～」を策定し、平成25年度には基本計画の柱の一つである自然保全再生計画について「霧ヶ峰自然保全再生実施計画」を策定し、平成26年度から5年間の計画で地域住民との協働による外来種の駆除や優占種の刈取などの自然保全再生作業を実施した。最終年度の平成30年度はその間のモニタリング結果をまとめ、新たな作業計画を策定した。

また、ニッコウキスゲなどの高山植物をニホンジカの食害から守るため、協議会構成団体において、八島ヶ原湿原を囲む鋼鉄柵や、車山肩・富士見台等に電気柵を設置している。

3 廃棄物対策

(1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会を改め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、建設リサイクル法及び自動車リサイクル法等が制定されている。

これらに基づく対策が着実かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する容器包装廃棄物の分別回収や廃家電のリサイクルについての支援、産業廃棄物を多量に排出する事業者に対する産業廃棄物減量化・再資源化計画策定の指導等を行っている。

また、「レジ袋削減県民スクラム運動」、「食べ残しを減らそう県民運動～eプロジェクト」、「残さず食べよう！30・10運動」などの推進により廃棄物の発生抑制に努めている。

(2) 廃棄物の適正処理の確保

ア 一般廃棄物対策

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を図るため、立入検査を実施し、指導を行っている。

市町村設置の一般廃棄物処理施設設置状況及び立入検査状況（平成31年3月31日現在）

区 分		ごみ焼却施設	粗大ごみ 処理施設	最終処分場	し尿処理施設	計
施 設 数	岡谷市	1		1（1）		2
	諏訪市			1（2）		1
	茅野市	1	1	1（2）		3
	下諏訪町			0（2）		0
	富士見町		1	1（1）	1	3
	原村					0
	計	2	2	4（8）	1	9
立入検査件数		0	2	4	2	8
指導件数		0	0	0	0	0

注1）一部事務組合による処理

- ・岡谷市、諏訪市、下諏訪町のごみ（焼却）・・・湖周行政事務組合（施設所在地：岡谷市）
- ・茅野市、富士見町、原村のごみ（焼却）・・・諏訪南行政事務組合（施設所在地：茅野市）
- ・富士見町、原村のごみ（埋立）・・・南諏衛生施設組合（施設所在地：富士見町）
- ・岡谷市、下諏訪町のし尿・・・湖北行政事務組合（施設所在地：辰野町）
- ・富士見町、原村のし尿・・・南諏衛生施設組合（施設所在地：富士見町）

注2）（ ）内の数値は埋立終了・廃止の施設数で外数である。

イ 産業廃棄物対策

産業廃棄物の適正な処理を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の立入検査を実施し、指導を行っている。

産業廃棄物処理業者及び処理施設 (平成31年3月31日現在)

区 分	産業廃棄物 収集運搬業者	産業廃棄物 処分業者	産業廃棄物 処理施設
岡谷市	47	4	3(1)
諏訪市	43	2	4
茅野市	51	9	7(2)
下諏訪町	23	4	4
富士見町	22	9	9
原 村	8		
管外(主に県外)	169		
計	363	28	27(3)

注1) 市町村別の産業廃棄物処理業者数は許可件数であり、特別管理産業廃棄物も含む。

注2) () 内の数値は移動式の処理施設数で内数である。

産業廃棄物関係立入及び指導 (平成31年3月31日現在)

区 分	産業廃棄物 収集運搬業者	産業廃棄物 処分業者	産業廃棄物 処理施設	産業廃棄物 排出事業者
立入検査件数	120	65	373	360
指導件数(文書)	0	0	0	3

ウ 浄化槽対策

浄化槽の適正な維持管理を図るため、立入検査を実施し、指導を行っている。

浄化槽設置状況及び立入検査状況 (平成31年3月31日現在)

区 分	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	計	
設 置 基 数	岡谷市	54	82	136
	諏訪市	417	95	512
	茅野市	1,742	511	2,253
	下諏訪町	9	24	33
	富士見町	1,117	47	1,164
	原 村	1,030	5	1,035
	計	4,369	764	5,133
立入検査件数		165		
指導件数		206		

4 水環境、大気環境等の保全

(1) 水環境保全の推進

ア 諏訪湖水質保全対策

諏訪湖の水質は中長期的には改善の傾向にあるが、ヒシの大量繁茂、沿岸域への貧酸素水塊の拡大など新たな問題が発生している。こうした中、平成30年3月には湖沼水質保全特別措置法に基づく第7期水質保全計画を取り込んだ「諏訪湖創生ビジョン」を策定し、諏訪湖の水質保全対策、貧酸素対策、ヒシの大量繁茂対策等を総合的・計画的に推進していくこととしている。

「諏訪湖創生ビジョン」における水質保全対策の概要

水質目標 (2021年度)	COD75%値：4.8mg/L（参考）COD平均値：4.4mg/L 全窒素：0.65mg/L、全りん：現状の維持・向上、透明度：1.3m以上
施 策	<ul style="list-style-type: none"> 水質の保全に資する事業 生活排水処理施設の整備、流入河川及び湖内の浄化対策（ヒシの除去、沈澱ピットの設置等） 水質保全のための規制その他の措置 工場・事業場排水対策、生活排水対策、畜産業・魚類養殖に係る汚濁負荷対策、流出水対策、湖辺の自然環境の保護 その他水質保全のために必要な措置 公共用水域の水質監視、調査研究の推進、普及啓発事業、学習活動の推進、環境保全団体が取組む貧酸素対策及び底質改善の支援

▶ 諏訪湖の水質の現状（平成30年度）

COD75%値 5.0mg/L、全窒素 0.63mg/L、全りん 0.045mg/L、透明度 1.0m

イ 水質関係施設立入検査

水質汚濁を防止するため、特定施設等の立入検査を実施し、指導を行っている。

水質関係施設設置状況及び立入検査状況

（平成31年3月31日現在）

区 分		水質汚濁防止法	県公害防止条例	湖 沼 法	計
事 業 場 数	岡 谷 市	1 6 6	8	1 1	1 8 5
	諏 訪 市	2 7 3	8	1 1	2 9 2
	茅 野 市	6 6 9	3	4 1	7 1 3
	下諏訪町	8 0	3	4	8 7
	富士見町	1 5 9	1	1 9	1 7 9
	原 村	1 1 2	0	3	1 1 5
	計	1, 4 5 9	2 3	8 9	1, 5 7 1
立入検査件数		1 6 5	4	6 2	2 3 1
指 導 件 数		2 7	0	1 3	4 0

ウ 水質測定

公共用水域の水質を監視するとともに、事業場排水等の水質検査を行っている。

公共用水域水質測定状況及び事業場排水等検査状況

（平成30年度）

区 分	測 定 地 点 等	検 体 数	検 査 項 目 数
主要河川、湖沼	6河川9地点、3湖沼5地点	3 3 6	5, 5 1 5
地下水	16地点	3 1	3 8 1
上流域河川	5河川5地点	5	2 5 0
特定汚染源	事業場排水、水質汚濁事故等	7 8	9 7 0

河川・湖沼の地点別環境基準達成状況

平成29年度(左)、平成30年度(右)

水域名	類型	測定地点名(市町村)	pH	BOD COD	浮遊 物質	溶存 酸素	大腸菌 群数	全窒素	全りん
宮川	A	西茅野大橋(茅野市)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	● ●		
		宮川橋(諏訪市)	● ●	○ ○	● ●	○ ○	● ●		
上川	A	矢ヶ崎橋(茅野市)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	● ●		
		渋崎橋(諏訪市)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	● ●		
砥川	A	鷹の橋(下諏訪町)	○ ○	○ ○	● ●	○ ○	● ●		
横河川	A	よこかわ川橋(岡谷市)	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	● ●		
天竜川	B	釜口水門(岡谷市)	○ ●	○ ○	○ ○	○ ○	● ○		
		天白橋(岡谷市)	○ ●	○ ○	○ ○	○ ○	● ○		
釜無川	AA	武智川合流点上(富士見町)	○ ○	○ ○	● ●	○ ○	● ●		
諏訪湖	A (IV) 参考	湖内(3地点)	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	○
		初島西(諏訪市)	● ●	● ●	● ●	○ ●	● ●	● ●	● ○
		湖心 塚間川沖(岡谷市)	● ●	● ●	● ●	● ○	● ●	● ●	○ ○
白樺湖	A	流出部(茅野市)	○ ●	○ ○	● ●	○ ○	○ ○		
蓼科湖	A	流出部(茅野市)	● ●	○ ○	● ●	○ ○	○ ●		

注1) ○は環境基準達成、●は環境基準未達成を示す。

注2) 項目ごとの環境基準の評価方法は以下のとおりである。

- ・pH 最大値及び最小値で評価
- ・BOD、COD 日間平均値の75%値で評価
- ・全窒素、全りん 表層のみの年間平均値で評価
- ・その他の項目 日間平均値で評価

注3) 複数の地点で測定をしている湖沼は、当該湖沼の全ての環境基準点において環境基準を達成している場合に、その湖沼は環境基準を「達成」したものとする。

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	pH	BOD	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌群数
AA	6.5~8.5	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	6.5~8.5	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	6.5~8.5	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

項目 類型	pH	COD	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌群数	全窒素	全りん
A	6.5~8.5	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	-	-
IV	-	-	-	-	-	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下

(2) 大気環境保全の推進

ア 大気関係施設立入検査

大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の立入検査を実施し、指導を行っている。

大気関係施設設置状況及び立入検査状況

(平成31年3月31日現在)

区分	大気汚染防止法		県公害防止条例		計	
	ばい煙発生施設	粉じん発生施設	ばい煙発生施設	粉じん発生施設		
施設数	岡谷市	121	2	3	47	173
	諏訪市	112	4	0	17	133
	茅野市	226	42	0	22	290
	下諏訪町	24	9	5	28	66
	富士見町	107	78	0	15	200
	原村	14	4	0	0	18
	計	604	139	8	129	880
立入検査件数	263	86	0	0	349	
指導件数	1	0	0	0	1	

イ 大気測定

大気測定監視局により大気の状態を常時監視しており、光化学オキシダントを除いて、全ての項目で環境基準を達成している。

有害大気汚染物質についても、環境基準や指針値を達成している状況である。

大気常時監視測定状況

(平成30年度)

区分	測定地点	測定項目
一般環境大気	諏訪局（諏訪合庁）	二酸化硫黄(SO ₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO ₂)、光化学オキシダント(O _x)、微小粒子状物質(PM _{2.5})、風向、風速、気温、湿度（10項目）
道路周辺大気	岡谷インターチェンジ局	SPM、NO、NO ₂ 、PM _{2.5} 、風向、風速（6項目）

大気常時監視の環境基準達成状況

(平成30年度)

測定地点	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
諏訪局(諏訪合庁)	○	○	●	○	○
岡谷インターチェンジ局	—	○	—	○	○

注) ○は環境基準達成、●は環境基準未達成を示す。

有害大気汚染物質測定状況

区分	測定地点	測定項目数
全国標準監視地点	諏訪局(諏訪合庁)	21項目
地域特設監視地点	岡谷局(工業技術総合センター)	11項目

ウ 騒音測定

道路騒音について、高速自動車国道、一般国道及び県道の3地点（全て富士見町）において、24時間測定を実施した。

(3) ダイオキシン類対策の推進

ダイオキシン類による汚染を防止するため、ダイオキシン類関係施設の立入検査を実施し、指導を行っている。

ダイオキシン類関係施設設置状況及び立入検査状況 (平成31年3月31日現在)

区分	大 気		水 質		計
	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	下水道終末処理場		
施設数	岡谷市	2	5		7
	諏訪市	3	2	1	6
	茅野市	2	4		6
	下諏訪町	2	1		3
	富士見町	1			1
	原 村				0
	計	10	12	1	23
立入検査件数	27	14	0	41	
指導件数	10	0	0	10	

(4) 公害苦情、水質汚濁事故への対応

公害苦情については、「公害苦情処理要領」により処理を行っている。

また、水質汚濁事故については、「諏訪地域における水質汚濁事故発生時の緊急連絡処理要領」により、被害の未然防止・拡大防止に努めている。

公害苦情件数 (平成30年度)

区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
件数	3	2	1	0	0	0	1	1	8

水質汚濁事故件数 (平成30年度)

区分	油の流出	その他	不明	計
件数	24	7	0	31

5 水道事業の監視指導

管内の水道普及率は高く、安定した供給がなされているが、安全でおいしい水道水の供給、老朽化した施設の更新等の課題も抱えている。

そこで、平成29年3月に策定した「長野県水道ビジョン」の基本理念である「人口減少社会の中でも安心安全な水道水を届ける」ことを実現するための具体的方策を進めるにあたり、平成29年12月に諏訪圏域水道事業広域連携検討会を設置し、より効果的に取組を進めるための検討を始めている。

また、水道施設への巡回指導等を通じ、水道事業者に対する指導を行っている。

水道普及状況等

(平成31年3月31日現在)

区分	上水道 (箇所)	簡易水道 (箇所)	専用水道 (箇所)	計 (箇所)	行政区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	飲料水供給施設 (箇所)	簡易給水施設 (箇所)	簡易専用水道 (箇所)	準簡易専用水道 (箇所)
岡谷市	1	1	1	3	50,039	49,882	99.7			57	314
諏訪市	1	2	1	4	49,817	49,754	99.9	1	1	78	116
茅野市	6	10	1	17	55,886	53,926	96.5	1	2	69	151
下諏訪町	1		2	3	20,419	20,408	99.9			21	125
富士見町	1			1	14,726	14,479	98.3			24	37
原村	1	1		2	7,944	7,914	99.6			4	6
計	11	14	5	30	198,831	196,363	98.8	2	3	253	749
監視件数	10	16	—	26	—	—	—	—	—	3	0
指導件数	10	16	—	26	—	—	—	—	—	2	0

注1) 行政区域内人口、給水人口及び普及率は、平成30年3月31日現在の値

注2) 原村上水道が一部茅野市にも給水している。

注3) 平成30年度に諏訪市内の簡易水道3箇所と飲料水供給施設1箇所が統合し簡易水道となる。

注4) 専用水道については市町村、市へ設置している飲料水供給施設、簡易給水施設、簡易専用水道及び準簡易専用水道については市が事務を所管している。

6 地球温暖化対策の推進

(1) 長野県地球温暖化対策条例に基づく対策の推進

事業活動等により排出される温室効果ガスの削減を図るため、一定の事業者に対して排出抑制計画等の提出、自らの公表を求め、事業者の自主的・計画的な取組みの促進を図っている。

自動車使用に関する地球温暖化対策として、一定規模以上の駐車場の設置者、管理者の駐車場利用者へのアイドリング・ストップ実施の周知について実施状況の調査を実施している。

また、一定規模以上の電気機器等販売事業者の省エネラベルの掲出について実施状況の調査を実施している。

長野県地球温暖化対策条例に基づく対策の実施状況

(平成30年度)

排出抑制計画等提出事業者数	30業者
アイドリング・ストップ実施の周知実施状況調査件数	45件

(2) 長野県地球温暖化防止推進員の委嘱

地域における温暖化対策を推進するため、長野県地球温暖化防止推進員を委嘱し、地球温暖化防止に係る普及啓発や情報提供、地域におけるネットワークづくりなどの活動を実施している。(管内7名委嘱)

(3) 自然エネルギー地域協議会等との協働による自然エネルギーの導入促進

市町村や、自然エネルギー地域協議会と協働し、自然エネルギーの普及促進に努めている。

(4) 諏訪地域の自然エネルギーの普及状況

諏訪地域においては、晴天率が高い等の気象条件を活かし、太陽光を中心とした自然エネルギーの導入が進められている。

太陽光発電事業としては、県のおひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクトの他、民間事業者によるメガソーラー事業も進められている。おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクトは、公共施設等の屋根をまとめて地域の民間事業者へ貸し出し、民間事業者が分散型メガソーラー発電所を運営するもので、諏訪地域においては同事業の第1号として諏訪湖流域下水道豊田終末処理場及び小川公会堂の屋根を貸し出すことによるメガソーラー事業(発電容量1MW)が実施されており、平成25年12月3日より発電を開始している。

下水熱利用としては、長野県の流域下水道初の事業として、諏訪湖流域下水道の下水熱を諏訪赤十字病院の冷暖房施設に使用するための協定が平成29年11月に締結され、平成30年4月から供用開始している。

また、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー事業が地域の課題となっていることを踏まえ、諏訪管内における県及び市町村の関係部署が課題を把握して対応を検討するため、平成29年11月に「再生可能エネルギー諏訪地域連絡会議」を設置し、地域と調査した再生可能エネルギー事業の促進を図っている。